

※ 望ましい情報提供の例

当事務所（発注機関）が平成30年〇月〇日に入札を執行した「△△工事」について、平成30年〇月〇日午後4時ごろ、〇〇から書面にて談合情報が当事務所会計課に寄せられたので連絡します。

情報の内容は、「△△工事」では、〇〇㈱、△△㈱、□□㈱……の8社が指名を受けているが、業者が談合し、東京都千代田区に所在する〇〇㈱が××万円で落札するということが既に決まっているとすると、また、談合のルールは、指名を受けた業者は入札の2日前に〇〇所在の◇◇会館に集まって話し合いを行い、①受注を希望する者が1名のときは、その者を受注予定者とする、②受注希望者が複数のときは、工事場所、過去の受注工事との関連性又は継続性等の事情を勘案して、受注希望者間の話し合いで決定するというものです。

当事務所では、談合の事実が確認できないと判断し、当日の入札を執行しましたが、談合情報どおりの業者が落札しました。

なお、当該物件の入札調書、同種の物件について、入札日、過去の指名業者・受注業者、発注金額等の入札実績の一覧表、業者名簿等を関連情報として提供します。

イ 審査活動の妨げとならないよう発注機関において留意していただきたい事項

公正取引委員会に談合情報を提供した（したい）ということが外部に明らかになると、事業者における証拠隠滅を容易にする等、その後の公正取引委員会の審査活動に支障が生じるおそれが強いため、情報提供に当たっては次の事項に留意願います。

【留意事項①】

一般的に談合情報を公正取引委員会に通報している旨を公表することは差し支えありませんが、個別の事案に関して、公正取引委員会に情報提供を行った（又は行う）事実については、内密に願います（報道機関に対しても同様の対応をお願いします。）。

【留意事項②】

談合情報があった場合、発注機関において、寄せられた情報の信憑性の判断を行うために独自に調査をする場合には、当該調査の趣旨が事業者側に分からないような手段（情報提供者が明らかな場合には当該提供者から事情聴取を行う、当該情報に関する物件と同種類又は同規模の物件の入札結果を分析する等）により行うようお願いします。

なお、これらの点については、公共工事入札・契約適正化法に基づき策定された「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」（平成26年9月閣議決定）においても、発注機関は談合情報の取扱要領を策定し、職員に周知徹底するとともに、当該要領において各種手順を定めるに当たって公正取引委員会が行う審査の妨げにならないよう留意することとされています。